

長崎市中小企業いきいき労働環境整備資金融資申込書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

長崎市中小企業いきいき労働環境整備資金融資要綱別表融資対象者の要件を具備しておりますので、同要綱第4条第1項の規定により長崎市中小企業いきいき労働環境整備資金の融資を次のとおり申し込みます。ただし、長崎県信用保証協会の保証が受けられない場合は、申し込みを取下げます。

融資申込額		返済方法	分割 回
		期限	年 月 日
資金使途	運 転 ・ 設 備		
担保			
保証人			
金融機関			

備考 裏面をご参照ください。

(裏面)

長崎市中小企業いきいき労働環境整備資金融資要綱 (抜すい)

別表 (第2条、3条関係)

項目	内容
融資対象者	<p>市内において1年以上事業を継続している者で、次の各号の全てに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 中小企業信用保険法 (昭和25年法律第264号) 第2条第1項に規定する中小企業者であること。(2) 法人の場合は登記簿上の所在地が市内であること。個人事業者の場合は市内に住所を有すること。(3) 事業業種が保証協会の保証対象業種であること。(4) 市税を完納していること。(5) 銀行取引停止処分を現に受けていないこと。(6) 営業許可、登録等を必要とする業種は許認可等を受けていること。(7) 次のいずれかに該当すること。<ul style="list-style-type: none">ア 従業員住宅 (社宅、独身寮、母子寮)、保健施設 (更衣室、浴場、保健所、体育施設、診療所)、給食施設 (食堂、厨房)、教養文化施設 (集会所、娛樂室、図書室、談話室)、託児所、心身障害者雇用のための施設などの整備事業を行う場合イ 従業員が100人以下の事業者であって、次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を策定し労働局に申請をしたもので、ワークライフバランスを推進している場合ウ 常時雇用している障害者の割合が全体の3.6%以上である場合エ ジョブカードの訓練計画の認定を受け、訓練を実施し、正社員の経験が少ない求職者に対する就職支援を積極的に行っている場合